会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公

表します。

会	議		名	第19回史跡高松城跡整備会議史跡整備部会				
開	催	B	時	令和3年9月29日(水) 9時00分~12時00分				
開	催	場	所	高松市埋蔵文化財センター講座室(リモート開催)				
議			題	(1) 史跡高松城跡保存活用計画に関する他の部会委員等				
				からの意見				
				(2) 保存活用計画の作成				
公	開	区	分	■ 公開 □ 一部公開 □ 非公開				
上	記	理	由					
出	席	委	員	尼崎委員、谷委員、西村委員、吉田委員、胡委員、				
				文化庁 浅野調査官(以上リモート参加)				
				乗岡委員				
傍	聴		者	0人				
担当課及び連絡先			格先	文化財課(埋蔵文化財センター) 823-2714				

協議経過及び協議結果

会議を開会し、次の議題について報告し、下記の結果となった。

議題(1)・(2)

(事務局) 議事内容が相互に関連するため、議題をまたいで順次質疑応答を行った。

質疑は、第9章 活用の方向性と方法、第3・10章内の歴史的建造物の再現に関する記載方針についてに集中したため、項目ごとにまとめる。

- ①活用の方向性と方法について
- (委員) 現在の案では歴史遺産としての活用と地域づくりの拠点としての活用が並列の 関係になっているが、文化財の活用計画であるため、前者が根幹となる概念であり、 後者はそれを補強する、あるいは促進するための手段として位置づけられるべき項 目ではないか。
- (委員) 活用に関する理念、基本方針をより明確化して第1節の方向性に明示すること。
- ⇒ (事務局) 指摘内容に基づき、修正して再提示する。
 - ②歴史的建造物の再現について
- (委員) 今後想定される課題を明確化する姿勢は理解できるが、記載をどこまで具体化するかについては議論の必要がある。
- (委員) 歴史的建造物の再現(特に天守)については、非常に困難かつ大規模な事業で
- あり、本書が独り歩きして容易に再現が可能であるかのような誤解を生じないため、事

前に想定できる課題等については一定程度明記する必要があるだろう。

(委員) 再現の根拠となる資料や、概要としての数値、他の城郭の事例との比較などの 基礎情報をもう少し本書中に書き足すこと。

(文化庁調査官)歴史的建造物の再現が、史跡保存・活用に資する行為であることを明確化するための記載が本書内に必要である。

(委員) なぜ天守の再現を検討するのか、その目的と効果についても、本書の中で明確 化するべきである。

⇒ (事務局) 指摘内容に基づき、修正して再提示する。

③その他

(文化庁調査官) 高松城が海城であることを踏まえ、海域地区の指定を含めた保存対策 について、より積極的な姿勢は検討できるか。

⇒ (事務局) 現行の案で、調査協力依頼区域に位置づけることとしており、調査によって対応を検討する対象としている。

(文化庁調査官) 現状変更の基準は地区ごとに区分して記述すること。

(委員)施策のスケジュールについて、実現可能年次が見えるものについてはより明確 に期限を示すなど、メリハリの効いた表示が必要ではないか。

⇒ (事務局) 指摘内容に基づき、修正する。